Daiwa Institute of Research



~制度調査部情報~

## 2005年1月31日 全8頁

# 図説 2005 年度税制改正

制度調査部 吉井 一洋

# 1月17日に要綱を発表

## 【要約】

2005年1月17日に政府は2005年度税制改正の要綱を公表した。

要綱では、定率減税の縮減、特定口座へのタンス株受入継続、住宅ローン減税の拡充、人材投資促進税制の導入、組合課税の強化が盛り込まれている。

以下、2005年度税制改正のポイントを解説する。

## .基本的な方向性

2004 年 12 月 15 日に与党税制協議会が発表した「平成 17 年度税制改正大綱」を受けて、2005 年 1 月 17 日に、政府は平成 17(2005)年度税制改正要綱を発表した。この後は要綱に基づき法案が通常国会に提出され、3 月末までに可決・成立する予定である。

平成 17 年度税制改正大綱などに示された今後の税制改正の基本的な方向性を示すと以下のとおりである。厳しい財政事情を踏まえ、増税基調の内容となっている。

#### 基本的な方向性

2005年度・・・抜本改革に向けた地ならし

定率減税の縮減

2006 年度 国から地方への税源移譲

・3 兆円を移譲(所得税 個人住民税)

・所得譲与税でつなぎ

所得課税のあり方の見直し

・税率 、各種控除等の見直し

2007 年度・・・消費税を含む抜本的見直し

個人住民税について、所得税からの税源移譲に伴い、現在 5%、10%、13%の税率を 10%に一本化する案などが新聞報道等でとりあげられている。その場合、所得税と個人住民税合計の税率が変わらないよう所得税の最低税率(現在 10%)の引下げ(5%?)、最高税率(現在 37%)の引上げ(40%?)が検討されるものと思われる。

一方で、1月25日には、政府の税制調査会が開催され、2006年度以降の税制改正に向けた議論がスタートしている。政府税調は2005年6月又は7月に中間報告的なものを取りまとめる予定である。給与所得控除や配偶者控除など各種控除の見直しについて、上記の予定では2006年度改正で検討することとされている。しかし、政府の税制調査会の石会長は、1月25日の総会・基礎問題小委員会合同会議後の記者会見で、国から地方への税源移譲とは若干時間的に差を設け、2006年度よりも後の税制改正で実施する考えを示している。

## . 2005 年度の主な改正項目

2005年度税制改正の主な項目は、次のとおりである。

1.所得課税強化・・・定率減税の縮減など

2.証券関連 ・特定口座のタンス株受入れ継続

・金融先物取引を申告分離化

・公開前取得特例の廃止

3. その他・住宅ローン減税の対象拡大

・法人関連(人材投資促進税制など)

・組合課税強化など

#### 1. 所得課税強化

所得課税の強化の内容としては、以下が挙げられる。

#### (1) 定率減税の縮減

定率減税は、99 年度に恒久的減税の一環として導入された。所得税で税額の 20%(上限 25 万円)、個人住民税で税額の 15%(上限 4 万円)の税額の控除を認めるものであり、これによる減収額は 3.3 兆円と試算されている。

これが 2006 年 1 月(個人住民税は 2006 年 6 月徴収分)から半減され、減税額は所得税で税額の 10% (上限 12.5 万円)、個人住民税で税額の 7.5% (上限 2 万円)となる。残り半分を廃止するかは 2006 年度税制改正で決定される。定率減税の縮減・廃止の影響を、夫婦子供 2 人の標準世帯について示すと、図 1 のとおりである。

#### 定率減税とは

- ・所得税額の20%(上限25万円)
- ・個人住民税額の15%(上限4万円)

減税規模 年間 3.3 兆円

2006年1月から半減

廃止(2007年~)は、2006年度改正で検討

図1 定率減税縮減・廃止の影響

(単位:万円)

給与	2006年~			2007年(未定)~		
収入	現在	廃止後	増税額	現在	廃止後	増税額
300 万円	0.8	0.87	0.07	0.8	0.94	0.14
500 万円	16.0	17.7	1.7	16.0	19.5	3.5
700 万円	37.7	41.8	4.1	37.7	45.9	8.2
1,000 万円	95.2	104.1	8.9	95.2	113.0	17.8
1,500 万円	235.8	250.3	14.5	235.8	264.8	29.0

これまでの税制改正で既に決定されている各種控除の縮減と、定率減税の縮減・廃止(2006 年度改正で廃止された場合)により影響を受ける時期を図で示すと、図 2 のとおりである。

配偶者特別控除の上乗せ部分(配偶者控除に上乗せして控除される部分)の廃止は、所得税については2004年の給与の源泉徴収から反映されている。一方、個人住民税は2004年分の所得に対する税額は、2005年6月~2006年5月までの間に特別徴収されるため、配偶者特別控除の影響が出るのも、2005年6月以降となる。

老年者控除の廃止、公的年金等控除の縮減は2005年分の所得から適用される。給与所得者でなく、公的年金等のみを受給している高齢者の場合、所得税の老年者控除や公的年金等控除は2月16日から3月15日の間に確定申告を行い、税額を納付する際に適用を受けることになる。即

ち、実際に影響を受けるのは 2006 年の確定申告時になる。一方、個人住民税では、2005 年分の所得税の確定申告書に基づいて市町村が計算し通知してきた額を、2006 年 6 月、8 月、10 月と2007 年 1 月とに分けて納付するため、実際に影響を受けるのは、2006 年 6 月からになる。

定率減税の半減は、所得税が 2006 年 1 月、個人住民税が同 6 月以降となる。2006 年度税制改正で定率減税の残り半分が廃止された場合は、所得税が 2007 年 1 月、個人住民税が同 6 月以降廃止されることになる。

		2004	2005	2006	2007
配偶者特別	所 得 税				
控除縮減	住民税				
老年者控除廃所得税					
止·公的年金等 控除縮減	住民税				
定 縮 減	所 得 税				
率	住民税				
減 廃 止	所 得 税				
税	住民税				

図2 各種控除、定率減税の縮減・廃止のタイムスケジュール

その他、以下の課税強化が行われる予定である。

(2)年間所得 125万円以下の高齢者(65歳以上)

住民税非課税 課税

(3年かけて課税強化)

現在、65 歳以上で前年の合計所得金額が125 万円以下の者に対しては、個人住民税の所得割及び均等割は非課税とされている。2005 年度税制改正では、2006 年度分から、この非課税措置は廃止される予定である。ただし、2005 年 1 月 1 日時点で65 歳に達している者については、2006 年度から2008 年度にかけて、次のような経過措置を設けることとしている。

- ・2006 年度分・・・・・・ 所得割及び均等割の税額を 1/3 に減額
- ・2007 年度分・・・・・・ 所得割及び均等割の税額を 2/3 に減額
- ・2008 年度分以降・・・通常の課税(経過措置終了)

#### (3) フリーター等の給与支払報告書提出

- ・退職年の翌年1月31日までに提出
- ・30 万円以下の支払の場合・・・不提出可

現行の個人住民税では、給与の支払者は、各年の1月1日時点で給与の支払対象となっている者について前年中の給与所得金額等を記載した「給与支払報告書」を市町村長に提出することとさている。しかし、この取扱いでは、フリーターなどの就労期間が短期の者については、1月1日時点で給与の支払対象となっていない場合、給与支払報告書が送付されず、市町村で所得状況を把握できないこととなる。

そこで、2005 年度税制改正により、給与の支払を受けた者が退職した場合に、給与の支払者に対し、給与支払報告書を提出することを義務付ける予定である。給与支払報告書は、退職日の属する年の翌年1月31日までに、給与の支払を受けた者の退職時における住所所在の市町村長に

提出する。この措置は、2006年1月1日以後の退職者から適用される。

なお、退職した年に支払った給与の金額が 30 万円以下である場合には、提出しないことも認められる。

#### 2.証券関連

#### (1)特定口座のタンス株受入継続

「タンス株」(正式には「特例上場株式等」)とは、個人が保有する上場株式等で、証券会社等に開設されている一般の保護預かり口座や特定口座に保管の委託がされていないものをいう。この「タンス株」を特定口座に預け入れることができる期限が、これまでは、2004年12月末とされていた。

「タンス株」を特定口座に預入れた場合、次のようなメリットを享受できる。

個人が株式を売却した場合、原則としてその売却益を自分で計算し、確定申告を行う必要がある。 しかし、特定口座内の上場株式等については、特定口座を開設した証券会社等が取得価額を管理 し、譲渡損益を計算してくれる。

算出した譲渡損益は、年間取引報告書に記載され、顧客に送付される。

顧客が選択すれば、証券会社が譲渡益の税額を譲渡のたびに源泉徴収し、納税を代行することもできる。

源泉徴収を選択した場合、その特定口座の年間取引報告書は、税務当局に送付されないというメリットもある。

加えて、株券ペーパーレス化への対応といった点でも便利である。上場・公開会社に対しては、株券不発行制度が 2009 年 6 月までに、一斉・強制的に導入される。これにより、上場・公開会社の株券は廃止され、上場会社や公開会社の株式の譲渡は、株券の受渡しではなく、新たに設けられる「株式振替制度」に基づいた証券会社の口座間の振替によることになる。タンス株を「特定口座」で受け入れる場合は、原則として、保管振替機構に預託される。保管振替機構に預託された株券は、株券不発行制度導入後は、自動的に「株式振替制度」に移管される。

証券界では、タンス株の特定口座移管の需要がまだまだあるとして、2005 年以降も受入れを継続するよう求めていた。しかし、従来の制度では特定口座に預け入れる際に、取得価額の付替えが自由に行えるため、租税回避に悪用されるケースも多く見られた。そのため、税務当局は従来のままでの制度の継続を認めることには難色を示していた。実際、タンス株の特定口座への移管を用いた極端な節税策として、例えば以下のような取引が行われた。

上場廃止がほぼ確実であった株式を、監理ポストにある間に低価格(例えば1株4円)で購入する。 当該株式を、タンス株として、実際の購入価額よりも大幅に高い「みなし取得費」(例えば1株 3.900円)で、特定口座に預け入れる。

その後、市場で売却して多額の譲渡損を捻出する。(例えば売却価額が 1 株 5 円としても、1 株 3,895 円の譲渡損となる。)。

当該譲渡損は確定申告により、他の株式等の譲渡益と通算し、残りは翌年以降3年間に繰越控除する。

2005年度税制改正大綱・要綱では、上記を踏まえ、新しいタンス株の特定口座への受入制度を 2005年4月から株券不発行制度の導入期限前の 2009年5月末までの間継続することした。ただし、取得価額の操作を防止するため、従来の制度で認められていた「みなし取得費」での受入れは認めないこととした。

特定口座については、その他、以下の改正が行われた。



株券貸借取引に係る返還株式を特定口座への預入れ対象とする。

特定口座内の上場株式等に限り、発行会社の倒産等による株式の滅失損を譲渡損失とみなす。

日本郵政公社を特定口座の取扱者に加える。

このうち、 について、特に特定口座内の上場株式等に限定する合理的な理由は無い。税務当局は特定口座では取得価額が厳格に管理されているため取得価額の操作の余地が少ないとの理由から、特定口座内の上場株式等に対象を限定した模様である。しかし、そもそも特定口座でも、タンス株の受け入れの際には納税者に好きな取得価額の選択を認めてきたことを考えると、そのような主張には合理性が無いように思われる。

## 特定口座では・・・

- ・取得価額の管理
- ・譲渡損益の計算

証券会社等が代行

・税金の源泉徴収

源泉徴収は選択制

取引情報が税務当局には行かない

(源泉徴収口座)

株券不発行(2009.6まで) への対応が容易

発行会社破綻 みなし譲渡損(2005.4.1~)

## 図3 特定口座へのタンス株受入れ制度の新旧比較

	現行制度	新制度		
適用期間	2004.12 まで	2005.4~2009.5		
対象	上場株式等	取得価額がわかる上場株式等		
預入後の	以下から選択	・実際の取得価額		
取得価額	・実際の取得価額	・名義書換日の終値		
	・名義書換日の終値			
	・みなし取得費			

### (2)金融先物取引等の申告分離化

金融先物取引から生じる利益は、現在、総合課税とされている。2005 年度税制改正大綱・要綱では、取引所金融先物取引について差金等決済をした場合の事業所得及び雑所得について、税率 20% での申告分離課税に変更することとしている。

これにより、当該金融先物取引の損益は、既に申告分離課税の対象となっている有価証券先物取引 及び商品先物取引等の損益と通算可能が可能となる。損失の繰越控除(最長3年間)の適用も認められる。ただし、同じ申告分離課税でも、株式等の譲渡損益との通算は認められない。

金融先物取引に対する新しい課税方法は、2005年7月1日以後に適用される。

## 図 4 先物取引等の課税の新旧比較

現行

商品先物等 20% 申告 有価証券先物・ オプション等 (通算可)

通算不可



金融先物	総合課税
・オプション等	(雑所得)

繰越控除(3年)可, 現物との通算は不可

# 改正後

商品先物等	
有価証券先物・ オプション等	20%申告 分離課税 (通算可)
金融先物 ・オプション等	( ( <del>) )</del>

## (3)公開前取得特例の廃止

2005年度税制改正大綱・要綱では、現在凍結されている新規公開株の譲渡所得等に係る 1/2 課税を廃止することとしている。これにより、2008年1月1日以後は、新規公開株の譲渡所得への課税が、下図のとおり強化されることになる。

図5改正前後の税率比較

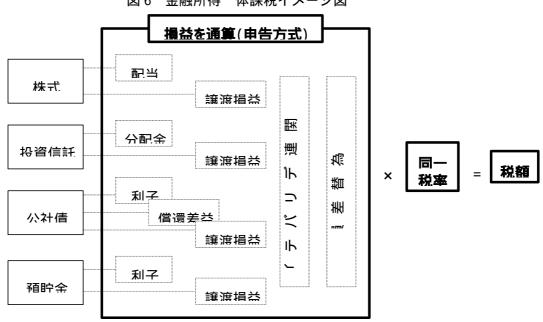
		~ 2007   2008.1.1 ~		
		年末	改正前	改正後
上場株式		10%	20%	20%
公開前	一般	10%	\	20%
取 得			の1課税)	
	ベンチャー	5% (2分	,	10% (2分の
		の1課税)	の1課税)	1課 税)

株式取得期限を2007.3.31まで2年延長

## (4)金融所得課税一体化・・・2005 年度は見送り

金融所得一体課税の導入は、2005年度改正では見送られた。番号制度の導入とあわせ、2006年度 以降の税制改正の課題として残されている。

図6 金融所得一体課税イメージ図



#### 3. その他

#### (1)住宅ローン減税の対象拡大

これまでの住宅ローン減税では、既存住宅(中古住宅)を対象に減税の適用を受けるには、対象となる中古住宅が築20年(一定の中古住宅の場合は25年)以内であることが要件の1つとされていた。

2005 年税制改正大綱・要綱では、既存住宅(中古住宅)であっても、地震に対する安全上、一定の基準に適合する住宅であれば、築年数に関係なく住宅ローン減税の対象とすることとしている。

居住年 2004 2005 2006 2007 2008 新築 制限無し 築 年 中一耐火 125年以内 制限無し 数 古 (条件:一定の耐震基準に適合) 20年以内 他 5000 4000 3000 2500 2000 年末ローン 残高上限 万円 万円 万円 万円 万円 1% 8年 1% 7年 1% 6年 1% 控除率 |3年0.5%||4年0.5% 2年0.5% の上限

図7 改正後の住宅ローン減税

### (2)法人課税関連

2005 年度改正 人材投資促進税制 債務免除益の課税軽減 企業年金の特別法人税の凍結延長 2006 年度以降 公益法人課税・・・大綱に明記 LLP、LLC の課税

M&A 関連税制

法人課税については、2005 年度改正では、上記の改正を行うこととしている。このうち、人材投 資促進税制の概要を示すと、下記のとおりである。

人材投資促進税制

目的・・・産業人材の育成・強化

方法・・・教育訓練費の一定割合を、税額から控除

適用期限・・・2005~2007年度 控除額(法人税額の10%が限度)

基本制度・・・前2期平均より増加した分の25%

中小企業の特例

税額 控除額 当期の 教育 訓練費 前2期平均からの増加 率の1/2(増加率が40% 以上の場合は20%)

企業年金の積立金(元本+運用益)に対しては、1.173%の特別法人税を毎年課税することとされている。ただし、1999年度以降課税が凍結されている。この課税凍結の期限が2005年3月末に到来するため、経済界では、これを機会に、特別法人税そのものの撤廃を要望していた。しかし、廃止については拠出・運用・受益を含めた年金課税全体の中で議論すべきとの考え方から見送られ、大綱・要綱では、現在の課税凍結措置を3年間延長することとしている。

2006 年度以降は、公益法人課税、会社法改正に伴うM & A 関連税制の見直しが重要なテーマとなる模様である。

2005年の通常国会に法案が提出される会社法現代化のための商法改正では、合併、分割、株式交換等の際に株主に交付する対価が柔軟化される予定である。M&A関連では、これに伴う組織再編税制の見直し(例えば、親会社株式などを対価とする株式交換や三角合併などが行われた場合に、株主に譲渡益課税が課されないようにすることなど)がテーマとなるものと思われる。

法人課税に関しては、経済産業省や日本経団連が日本版 L L P (有限責任事業組合)や L L C (合同会社)に関する税制措置を求めていた。

- ・LLPとは、出資者が出資額の範囲でのみ責任を負う有限責任の組合をいう。欧米で最近普及しており、通常は、組合に生じた利益については組合段階の課税は行われず、構成員の所得として課税される。
- ・LLCも同様の制度だが、組合ではなく会社組織であり、わが国では 2005 年度の会社法現代化のための商法改正により、「合同会社」という名称で導入される予定である
- ・いずれも、欧米の例を見ると、税制上は組合や会社段階で課税を行わず、構成員の段階で課税が行われる仕組みが導入されている。経済産業省や日本経団連は、日本版LLPやLLCにも、同様の措置をとるよう要望していた。
- ・2005 年度税制改正大綱・要綱ではLLP・LLCの税制に関して特に記述はない。ただし、LLPについては、今通常国会に、法案が提出される予定である。
- ・LLCについては、検討されるとしても2006年度税制改正以降ということになる。

#### (3)組合課税・環境税他

組合員への課税強化

組合の損失と組合員の所得 通算に制限

対象 ・個人組合員・・・組合の不動産所得の損失

・法人組合員・・・出資を超える損失

収益保証付組合の損失

外国組合員への源泉税、支払調書等の導入

自己株式取得のみなし配当課税凍結の延長

環境税、酒税 2006 年度改正

組合員課税については、組合を用いた税逃れを防止するため、上記のように、組合損失と組合員の他の所得との通算の制限、外国組合員への分配金の源泉税・支払調書による捕捉強化が導入される。同様の措置は L L P にも導入されるものと思われる。

上場会社等が公開買付により行う自己株式取得に個人株主が応じた場合、みなし配当課税は行わず譲渡益課税とする特例の期限が、2007年3月31日まで、2年間延長される。

環境税、酒税については、2006年度税制改正で議論される。

